

各市町村教育委員会
学校教育指導主管課長 様
学校保健主管課長 様

大阪府教育庁
市町村教育室小中学校課長
教育振興室保健体育課長

新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直し等について（通知）

標記について、別添（写し）のとおり、令和 5 年 3 月 17 日付け 4 文科初第 2507 号にて文部科学省初等中等教育局長より通知がありました。

「マスク着用の考え方の見直し等について」（令和 5 年 2 月 10 日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）を受け、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」の改定が行われました。マスク着用の考え方の見直しについての基本的な考え方は、下記のとおりとなります。

つきましては、貴市町村所管学校園に周知願うとともに、4 月 1 日以降の新学期におけるマスクの取扱い等について適切に御対応いただくようお願いいたします。

なお、「学校園における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」については、今後見直しを図り改めてお示しする予定です。

また、入学式等の実施に当たっての留意事項については、別途お知らせします。

記

- 児童生徒及び教職員については、学校教育活動に当たって、マスクの着用を求めないことを基本とすること。
- ・ ただし、登下校時に通勤ラッシュ時等混雑した電車やバスを利用する場合や、校外学習等において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合など、マスクの着用が推奨される場面においては、児童生徒及び教職員についても、着用が推奨されること。
- ・ 基礎疾患があるなど様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望したり、健康上の理由によりマスクを着用できない児童生徒もいることなどから、学校や教職員がマスクの着脱を強いることのないようにすること。児童生徒の間でもマスクの着用の有無による差別・偏見等がないよう適切に指導を行うこと。
- ・ 学校教育活動の中で、「感染リスクが比較的高い学習活動」の実施に当たっては、国通知の別添資料「『感染のリスクが比較的高い学習活動』の実施に当たっての感染症対策」を例として、一定の感染症対策を講じることが望ましいこと。これは、部活動等において同様の活動を実施する場合も同様であること。

【連絡先】

- 教育活動に関すること
小中学校課 学事グループ **06-6944-6886**
- 保健指導・衛生管理に関すること
保健体育課 保健・給食グループ **06-6944-9365**